

地方整備局営繕工事技術検査基準（案）（平成28年版）【概要】

■目的・概要

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）に基づき営繕工事の品質が確保されるとともに、技術水準の向上に資することを目的に、技術検査職員が適切な検査を実施するために必要な事項を定めています。

■主な内容

- 技術検査の内容
- 工事実施状況の技術検査
- 出来形の技術検査
- 品質の技術検査
- 出来ばえの技術検査

■主に使用する時期

「会計法」に基づく検査時（完成検査・一部完成検査・既済検査）に併せて、「品確法」として実施。また、地方整備局長（分任官契約の場合は事務所長）が必要と認めたとき（中間技術検査）に実施。

■適用に当たっての留意事項

各地方整備局の営繕工事において、発注者が行う工事技術検査の標準案を示したものです。